

在宅医療に係る保険適用の柔軟化（16kmルール）

（平成27年6月30日 厚生労働省保険局医療課事務連絡）

規制改革の内容

特例措置前

保険医療機関と患者との距離が16kmを超える往診・訪問診療については、当該保険医療機関からの往診等を必要とする絶対的な理由がなければ保険診療として算定が認められない

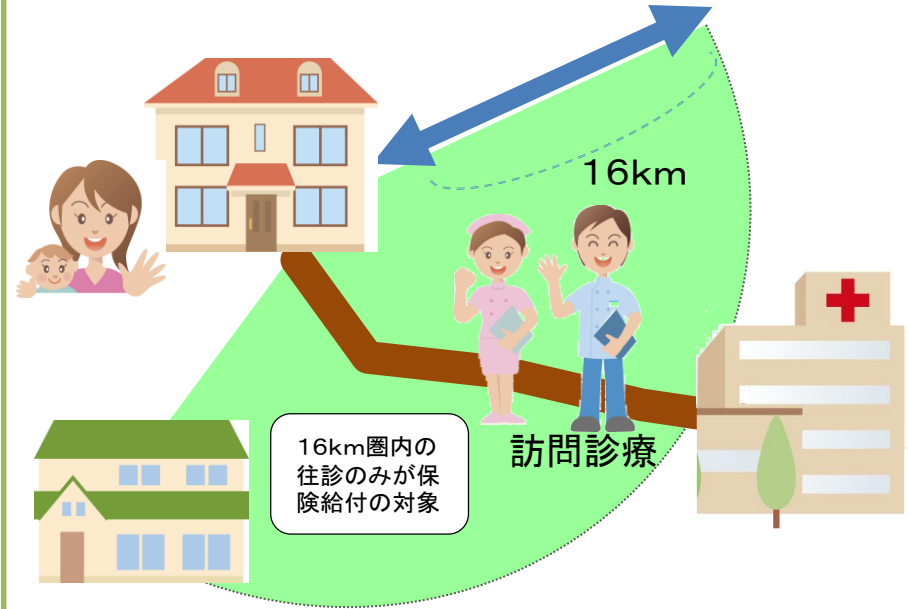
特例措置

重症児の在宅医学管理など、往診等に対応できる保険医療機関の確保が特に難しい専門的な診療を要する場合であって、近隣に対応できる保険医療機関を患者が見つけれず、往診等を依頼された保険医療機関も患者の近隣に対応できる保険医療機関を実態上知らない場合は、往診等を必要とする絶対的な理由に含まれることを明確化

効果

往診等に係るいわゆる「16kmルール」に関する明確化がなされた

規制改革の概要



訪問型病児保育と併せて行う往診・訪問診療など、子どもに対する往診・訪問診療であって対応できる医療機関の確保が困難なものについては、医療機関と患者の所在地との距離が16 kmを超える場合であっても保険給付の対象となることを明確化